

## 社会福祉法人米子福祉会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人米子福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条、第21条及び給与規程第3条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態及び業務に応じた報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(2) 非常勤役員等については、勤務形態及び業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員報酬の総額)

第3条 役員に対して、各年度の総額が10,000,000円を超えない範囲で、この規程に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額。

(2) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表2に定める額。

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 常勤役員等及び理事長に対する報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

(2) 非常勤役員等に対する報酬等については、会議等に参加した都度支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額があったときには、控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等又は理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等及び理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等及び理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月30日から施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 800,000円

別表2（非常勤役員等の報酬）

## (1) 理事長

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000円

## (2) 評議員

評議員会への出席	日額 5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円

## (3) 理事

理事会等会議への出席	日額 5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円

## (4) 監事

予備監査	日額 10,000円
監査会等への出席	日額 5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円

## (5) 評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員会への出席	日額 5,000円
-----------------	-----------